

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I使用施設の申請及び管理に係る面談

2. 日時：令和4年1月24日（月） 16時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮本安全規制管理官（放射線規制担当）、宮脇安全管理調査官、

笠原上席放射線安全審査官、廣上放射線検査官

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

高木係長

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 JAEA分析・研究施設PJG 1名

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター

施設安全部 次長 他2名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 技術副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 本日、東京電力及び原子力機構と面談を実施し、配付資料に基づき、主に以下の説明があった。

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）の運営管理方針として、プロセス（搬入、貯蔵、使用、保管、払出）毎にフローを示し、それぞれの管理がR I法と原子炉等規制法いずれに基づくものかを整理し明確化した。
- ・JAEAとしては、同方針は、R I法使用許可申請内容の前提となるものの、申請内容の直接の説明とはならないため、申請書類の一部とはしないと考えている。同方針については、審査の過程で必要が生じた場合には見直し等を行いながら、許可を受ける前までに完成させたいと考えている。
- ・本申請は、遅くとも2月中旬に行う予定。
- ・東京電力として、今後分析に係る非密封R I使用のための変更許可申請を行う予定であり、改造工事を伴う内容となるところ、申請に当たって行政相談をお願いしたいと考えている。

(2) 原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- ・ J A E A の申請後、審査の詳細確認を面談により行う。
- ・ 東京電力の行政相談については、希望に応じ対応する。

(3) 東京電力及び原子力機構から、本日の内容を踏まえて対応し、具体的な申請や行政相談については、後日調整したい旨の発言があった。

6. 配付資料

- ・ 資料 1 「第 1 棟の運営管理方針について」(2022 年 1 月 24 日 東京電力ホールディングス株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
- ・ 資料 2 「放射性物質分析・研究施設第 1 棟の概要」(2022 年 1 月 24 日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター)